

4. 各機関・団体における支援業務

● 〈総合的な対応〉 (P38～58)

- (1)茨城県 (2)市町村 (3)茨城県警察本部 (4)茨城海上保安部、鹿島海上保安署
 (5)法テラス茨城 (6)いばらき被害者支援センター (7)犯罪被害救援基金
 (8)日本財団まごころ奨学金 (預保納付金支援事業)

● 〈司法関連〉 (P60～70)

- (9)水戸地方裁判所・簡易裁判所 (10)水戸家庭裁判所 (11)水戸地方検察庁
 (12)茨城県弁護士会 (13)司法書士会

● 〈刑事施設・保護観察所等〉 (P71～75)

- (14)矯正管区 (15)刑事施設 (16)少年鑑別所 (17)少年院
 (18)地方更正保護委員会 (19)保護観察所

● 〈人権・外国人対応〉 (P76～78)

- (20)茨城県人権啓発推進センター (21)水戸地方法務局
 (22)外国人在留総合インフォメーションセンター

● 〈医療・福祉〉 (P79～85)

- (23)精神保健福祉センター (24)福祉事務所 (25)保健所
 (26)市町村保健センター (27)社会福祉協議会 (28)地域包括支援センター
 (29)医療機関 (30)茨城県臨床心理士会 (31)茨城県社会福祉士会
 (32)茨城カウンセリングセンター

● 〈就労関連〉 (P86～87)

- (33)茨城労働局総合労働相談コーナー (34)いばらき就職・生活総合支援センター

● 〈女性・子ども〉 (P88～95)

- (35)茨城県配偶者暴力相談支援センター (36)女性相談センター
 (37)市町村の児童相談担当課 (38)児童相談所 (39)いばらき虐待ホットライン
 (40)いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい (41)児童家庭支援センター
 (42)乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設
 (43)母子生活支援施設 (44)ファミリー・サポート・センター
 (45)いばらき思春期保健協会 (46)男女共同参画センター
 (47)教育委員会 (48)学校

● 〈交通事件〉 (P96～100)

- (49)茨城県交通事故相談所 (50)茨城県交通安全協会
 (51)日弁連交通事故相談センター (52)交通事故紛争処理センター
 (53)日本損害保険協会 (54)自賠責保険・共済紛争処理機構 (55)自動車事故対策機構
 (56)交通遺児等育成基金 (57)交通遺児育英会

● 〈その他〉 (P101～100)

- (58)暴力追放推進センター (59)消費生活センター (60)茨城いのちの電話
 (61)年金事務所 (62)税務署 (63)労働基準監督署・ハローワーク

(1)茨城県

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

相談窓口業務

(支援概要)

犯罪被害者等からの様々な悩み・相談に応じ、必要な支援に関する情報提供、助言などを行います。

(専門窓口) 犯罪被害者相談窓口 029-301-7830

相談時間 月曜～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00

(窓口) 茨城県生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-2842 FAX 029-301-2848

ホームページ: いばらき安全なまちづくりガイド

<http://www.anzen.pref.ibaraki.jp/>

茨城県犯罪被害者支援施策一覧の掲載

(支援概要)

県では、犯罪被害者等に遭われた方への支援施策の一覧をホームページ「いばらき安全なまちづくりガイド」に掲載し、県における犯罪被害者支援施策を周知しています。

「茨城県犯罪被害者等支援施策一覧」

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/shien/documents/higaishashiennshisakuichirann290401.pdf>

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者を除く。)が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を優遇します。

(対象要件等)

次のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等

②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(専門窓口) 住宅課 029-301-4750

犯罪被害者等の県営住宅への一時入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者を除く。)が住宅に困窮し緊急に迫られる事情がある場合に、1年を超えない範囲で県営住宅への一時入居を許可します。

(対象要件等)

上記「犯罪被害者等の県営住宅への優先入居」と同じ。

(専門窓口) 住宅課 029-301-4750

配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を優遇します。

(対象要件等)

次のいずれかに該当する方

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた日から5年以内の被害者
- ② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された日から5年以内の被害者

(専門窓口) 住宅課 029-301-4750

配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居

(支援概要)

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者が住宅に困窮し緊急に迫られる事情がある場合に、1年を超えない範囲で県営住宅への一時入居を許可します。

(対象要件等)

上記「配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居」と同じ。

茨城県土木部都市局住宅課(住宅管理・滞納対策担当)

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-4750 FAX 029-301-4779

(2)市町村

(組織の紹介)

最も県民に身近な基礎的自治体として犯罪被害者等への支援業務を行っています。支援業務によっては、内容が異なる場合や実施していない市町村がありますので、詳しくは各市町村にお尋ねください。

相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(専門窓口) 市町村 (P113)

遺族基礎年金

(支援概要)

対象要件を満たす国民年金加入中の方、または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた「子のある配偶者」または「子」が受け取ることができます。

(対象要件等)

- 1 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。なお、死亡日が 2026 (平成 38) 年 3 月末日までのときは、死亡した方が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
- 2 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は障害等級表に定める 1、2 級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。

(専門窓口) 各市町村の年金担当課

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- 1 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。
 - ・ 初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、障害等級表に定める 1、2 級の障害の状態にあるとき。
 - ・ 保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。初診日が 2026（平成 38）年 3 月末までのときは、初診日の前日において、初診日がある前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がないこと。
- 2 初診日が 20 歳前にある場合は、20 歳になったときに障害等級表に定める 1、2 級の障害の状態にあること。

（専門窓口）各市町村の年金担当課

特別障害者手当

（支援概要）、（対象要件等）

心身又は精神の障害が、重複又は著しく重度の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に対し、手当を支給します。

（専門窓口）各市町村の障害福祉担当課

身体障害者手帳の交付

（支援概要）

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。

手帳を取得すると、障害の程度に応じて、下記のサービス等を受けられます。

更生援護施設への入（通）所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅障害児福祉手当の給付、各種税の減免及び控除、NHK受信料の減免、運賃の割引などのサービス

※ 診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

- ・ 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある方

（専門窓口）各市町村の障害福祉担当課

精神障害者保健福祉手帳の交付

（支援概要）

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳を取得すると、障害の程度に応じて、下記のサービス等が受けられます。

各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHK受信料の減免な

ど

※ 診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

- ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

自立支援医療費支給制度

(支援概要)、(対象要件等)

下記の方は、自立支援医療費の支給対象となり、かかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし、所得に応じて月額上限額を設定します。

- ・精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方
- ・身体上の特定の障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳未満の児童
- ・身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方

※ 自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

障害児福祉手当

(支援概要)、(対象要件等)

心身又は精神に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対し、手当を支給します。

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

特別児童扶養手当

(支援概要)、(対象要件等)

心身又は精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に対し、手当を支給します。

(専門窓口) 各市町村の障害福祉担当課

小児医療費助成

(支援概要)

小児が、医療保険による診療を受けた場合、その一部負担金額を公費で助成します。

(対象要件等)

- ・外来：小学6年生、入院：中学3年生まで
(平成30年10月1日から) 「入院：高校3年生まで」に拡大
- ・父母等の所得が一定以下(所得制限)

- ・入院、外来自己負担金があります。
- ・食事療養費は助成対象外

ただし、以下のいずれかに該当する小児は対象にならない。

- ・各種医療保険に加入していない小児
- ・生活保護を受けている小児
- ・児童福祉施設などに措置により入所している小児

(問い合わせ先) 市町村の医療福祉担当課

ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や児童を養育している方が、医療保険による診療を受けた場合、その一部負担金額を公費で助成します。

(対象要件等)

- ・離婚、死別、遺棄などの理由で、配偶者のいない女子または男子で18歳未満の児童、20歳未満の障害者もしくは20歳未満の高校在学者を監護している者及びその児童
- ・父母のいない児童等
- ・父母等の所得が一定以下(所得制限)
- ・入院・外来自己負担金があります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象にならない。

- ・各種医療保険に加入していない場合
- ・生活保護を受けている場合

(問い合わせ先) 市町村の医療福祉担当課

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

(支援概要)

ひとり親家庭の親やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

- ・配偶者のいない(死別、離婚、生死不明、法令による拘禁(長期)、労働能力喪失、未婚の母等)女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方

(相談窓口) 市町村の児童福祉担当課

児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

- ・市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。ただし、請求者の前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、支給制限があります。

（専門窓口）市町村の児童福祉担当課

児童扶養手当

（支援概要）

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母又は児童を監護し生計を同じくする父もしくは父母にかわってその児童を養育する者に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母又は監護し生計を同じくする父もしくは養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が重度の障害を有する児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

（専門窓口）市町村の児童福祉担当課

要保護及び準要保護児童生徒援助費

（支援概要）

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（対象要件等）

- ・小学校中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

（専門窓口）市町村の学校教育担当課

私立幼稚園就園奨励費補助

（支援概要）

私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を除く）に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

（対象要件等）

- ・市町村内に住所を有し、私立幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を除く）に就園する3歳児・4歳児・5歳児の保護者の方

（専門窓口）市町村の学校教育担当課

一時預かり事業

(支援概要)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

※ 利用料金が必要です。

(対象要件等)

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児（具体的な要件は市町村にお問い合わせください。）

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に児童の養育・保護を行っています。

※ 所得により利用料が必要です。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童

- ・ 児童の保護者の疾病
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ・ 経済的問題等により緊急一時的に児童の保護を必要とする場合

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

※ 所得により利用料が必要です。

(対象要件等)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事に関する法律問題につき、弁護士による無料の法律相談を行っています。詳細はお問合せください。
(専門窓口) 市町村

住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(専門窓口) 市町村

病児保育事業

(支援概要)

子どもが病気にかかり、保護者の就労等の都合により、家庭において子どもを保育することが困難となった場合、保育所等において看護師等が一時的に子どもを保育します。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

- ・病気にかかり、集団保育が困難で、保護者の就労等の都合により家庭での保育が困難な児童（具体的な要件は市町村にお問い合わせください。）

(専門窓口) 市町村の児童福祉担当課

実費徴収に係る補足補給給付を行う事業

(支援概要)

子どもが幼稚園・保育所等に通っており、経済的理由によって生計が困難である世帯の保護者に対し、保護者が幼稚園・保育所等に支払った日用品、文房具等の購入や行事への参加のための費用等の一部を補助します。

(対象要件等)

- ・幼稚園・保育所等に在籍する児童の保護者で、生活保護受給世帯等の方（具体的な要件は市町村にお問い合わせください。）
- （専門窓口）市町村の児童福祉担当課

(3)茨城県警察本部

（組織の紹介）

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

（支援概要）

刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害（全治1か月以上のもの）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
 - ・ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族
- （相談対応窓口）各警察署

被害者連絡制度

（支援概要）

刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害（全治1か月以上のもの）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
 - ・ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族
- （相談対応窓口）各警察署

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

（支援概要）

要望により、犯罪被害者の被害回復、被害拡大防止に関する情報の提供や、警察に対する要望、相談等を伺う訪問・連絡活動を実施します。また、必要に応じてパトロールを行い、不在時や深夜帯にはパトロールカードを配布し、安心感の醸成に努めます。

（対象要件等）

・殺人、傷害（全治1か月以上のもの）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
（相談対応窓口）各警察署

各種相談窓口

（支援概要）

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察相談専用電話を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

（専門窓口）警察相談専用電話	#（シャープ）9110 又は 029-301-9110
性犯罪被害相談「勇気の電話」	#8103 又は 029-301-0278
女性専用相談電話	029-301-8107
少年相談コーナー	029-231-0900（水戸） 029-847-0919（つくば）
ちかん等被害相談所	029-221-2754
ニセ電話詐欺相談窓口	029-301-0074
悪質商法110番	029-301-7379
サイバー犯罪相談電話	029-301-8109

カウンセリング

（支援概要）

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

（専門窓口）警察本部警務課犯罪被害者支援室

犯罪被害給付制度

（支援概要）

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」；犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」；重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」；障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年

年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・重傷病（加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
- ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

ただし、親族間犯罪や犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

(支援概要)

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して「国外犯罪被害弔慰金」を、障害が残った日本国民に対して「国外犯罪被害障害見舞金」を支給する制度です。（支給には一定の要件があります。）

(支給額)

国外犯罪被害弔慰金；200万円（被害者一人当たりの総額）

国外犯罪被害障害見舞金；100万円

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

診断書料等の公費支出

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書の取得に要する費用等を公費で負担しています。（一定の要件があります。）

(対象要件等)

- ・身体犯の被害者等

(相談対応窓口) 各警察署

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が加害者から再び危害を加えられることを未然に防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

- ・再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(相談対応窓口) 各警察署

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

被害者の望む性別の警察職員による対応、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）、鉄道警察隊におけるちかん等被害相談所の設置等を行っています。

緊急避妊等の経費については、警察に相談や届出をすれば、公費で負担します。（一定の要件があります。）

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部少年課、少年相談コーナー

児童虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部組織犯罪対策課

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度等の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部交通指導課

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担制度

(支援概要)

自宅が犯罪の現場や自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、一時的に避難するための宿泊場所の費用等を公費で負担します。(一定の要件があります。)

(対象要件等)

- ・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

(対象要件等)

- ・配偶者からの暴力事案、ストーカー事案

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部人身安全対策課

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。(一定の要件があります。)

(相談対応窓口) 各警察署、警察本部警務課犯罪被害者支援室

(窓口) 茨城県警察本部警務課犯罪被害者支援室

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-0110 (代)

(4)茨城海上保安部・鹿島海上保安署**(組織の紹介)**

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、茨城海上保安部又は鹿島海上保安署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度**(支援概要)**

事件担当捜査員等が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

犯罪被害者等支援制度**(支援概要)**

茨城海上保安部及び鹿島海上保安署では、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度**(支援概要)**

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

その他の支援

(支援概要)

1. 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

2. 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

- ・海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(専門窓口) 茨城海上保安部 029-263-4118

鹿島海上保安署 0299-92-2601

茨城海上保安部

〒311-1214 ひたちなか市和田町3-4-16

TEL 029-263-4118 FAX 029-262-4371

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/ibaraki>

鹿島海上保安署

〒314-0103 神栖市東深芝9

TEL 0299-92-2601 FAX 0299-92-4538

(5)法テラス：日本司法支援センター茨城地方事務所**(組織の紹介)**

平成18年4月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル**(支援概要)**

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 固定電話からの通話料金は全国どこからでも 3分8.5円（税別）です。

(電話番号) 0570-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

- ・ IP電話からは、03-6745-5601
- ・ 金銭の貸し借りや相続など、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。

国選被害者参加弁護士の選定に関する業務**(支援概要)**

検察官を通じて裁判所から刑事裁判への参加を許可された被害者参加人は、経済的に余裕がない場合、法テラスに国選被害者参加弁護士の選定請求をすることができます。

法テラスでは、被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者やご家族の方などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・ 資力（現金・預金等）に関する基準額（200万円未満）に該当すること（6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

※ まずはお電話で法テラス茨城（TEL:0503383-5390）にお問い合わせください。

民事法律扶助業務**(支援概要)**

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

※ 費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

(対象要件等)

- ・ 収入等が一定額以下であること

基準A 収入等が一定額以下であること

法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下 (200,200円以下)	251,000円以下 (276,100円以下)	272,000円以下 (299,200円以下)	299,000円以下 (328,900円以下)

※()内は、東京、大阪などの大都市の基準です。
 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円(33,000円)が加算されます。
 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。
 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。

単身者/41,000円	2人家族/53,000円
3人家族/66,000円	4人家族以上/71,000円

代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額とご自身の月収との合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

基準B 保有資産が一定額以下であること

法律相談援助の場合

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180万円以下	250万円以下	270万円以下	300万円以下

※3ヶ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。

代理援助・書類作成援助の場合

不動産(自宅や係争物件を除く)、有価証券などの資産を保有する場合は、その時価と現金、預貯金の合計額が、上記の基準以下であることが必要となります。

※ 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入又は資産を加算した金額で判断します。

※ 月収の目安に対しまして、様々な考慮がありますので、具体的には法テラス茨城(TEL:0503383-5390)へお問い合わせ下さい。

- ・ 勝訴の見込みがないとはいえないこと(法律相談については、この条件は不要です。)
- ・ 民事法律扶助の趣旨に適すること

日弁連委託援助事業

(支援概要)

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※ 申し込み手続は弁護士が行いますので、ご利用の際は最寄りの法律相談窓口(有料・無料)で、まず弁護士に相談して申し込みの意思をお伝え下さい。

※ 要した費用について、負担していただく場合があります。

(対象要件等)

- ・ 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力(DV)、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・ 収入等の要件に該当すること
- ・ 弁護士に依頼する必要性・相当性があること

(窓口)



日本司法支援センター茨城地方事務所

<http://www.houterasu.or.jp/> 〒310-0062 水戸市大町3-4-36 大町ビル3階

法テラスは国が設立した法人です。

TEL 0503383-5390 平日 9:00~17:00

(6)公益社団法人いばらき被害者支援センター

(組織の紹介)

犯罪などの被害にあうということは、突然、思いもかけない不法な行為によって大切な人を失ったり、傷つけられたり、大切なものを奪われたりして、今までの生活が大きく変わってしまうことを意味します。そのような時、早い時期に適切な支援を受けることによってその後の回復が違ってくるといわれています。

公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族に対して、精神的支援その他各種支援を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的としています。

(沿革)

- 1995（平成 7）年 前身である「水戸被害者援助センター」を設立する
- 2001（平成 13）年 名称を「社団法人いばらき被害者支援センター」に変更すると同時に法人化する
- 2002（平成 14）年 「犯罪被害者等早期援助団体」（注 1）の認定を受ける
- 2011（平成 23）年 「公益社団法人移行」の指定を受ける
- 2015（平成 27）年 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」（注 2）相談電話開設

(注 1) 犯罪被害者等早期援助団体

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第 23 条に基づき、都道府県の公安委員会が犯罪被害者に対しての援助活動を適正、かつ確実に行えるところとして指定する法人をいいます。

(注 2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城

茨城県産婦人科医会、(一社)茨城県医師会、茨城県警察と当センターで「性暴力等被害者支援に関する協定書」を交わし開設した相談センターを中心とする連携型ワンストップセンター（事務局は当センター）

支援概要

* 電話相談

専門家や専門的な訓練を受けた支援員が対応しています

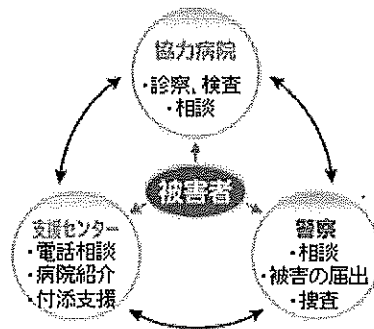
相談無料・守秘義務厳守

犯罪被害相談電話

029-232-2736 (月～金 10時～16時まで)

性暴力被害相談電話 (女性相談員が対応)

029-350-2001 (月～金 10時～16時まで)



- * 面接相談
電話相談後、必要に応じて面接相談を行います。
- * 直接的支援
専門家や専門的な訓練を受けた支援員が被害にあわれた方に直接お会いし、物品の供与又は貸与、役務の提供等を行います。
自宅訪問、病院への付添、市役所・役場などへの付添、警察や検察庁への付添
裁判の傍聴付添、証人として出廷する際の付添、裁判の代理傍聴
- * 自助グループ支援
当センターが支援したご遺族の自助グループ「よつばのクローバー」の会を2カ月に1回開いています。
- * 犯罪被害者等給付金申請の補助
「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害者等給付金の申請の補助をします。

(窓口) 公益社団法人いばらき被害者支援センター事務局

〒310-0911 水戸市見和 1-411-16

TEL 029-232-2738 FAX 029-232-3100

ホームページ : <http://www.ivac.or.jp>

(7)公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・ 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- ・ 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・ 学校等に在学（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院及び諸外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀（幼児は除く）で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

(申出先) 警察本部警務課犯罪被害者支援室、各警察署

公益財団法人 犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03(5226)1020 FAX 03(5226)1023

ホームページ：<http://kyuenkikin.or.jp/>

(8) 日本財団 まごころ奨学金(預保納付金支援事業)

(組織の紹介)

1962年10月に設立。子ども、障害者、高齢者、災害などの分野で支援活動を行う日本最大の財団です。

返済不要の給付型奨学金

(支援概要)

まごころ奨学金は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を活用し、高校、短大、大学、大学院、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校の通学を希望している犯罪被害者の子どもを対象に、給付が受けられる制度です。

(対象要件)

保護者(父または母など)が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の給付を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

(申出先) 警察本部警務課犯罪被害者支援室、各警察署

日本財団 まごころ奨学金係

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2

TEL 03-6229-5111 FAX 03-6229-5160

(9)水戸地方裁判所・簡易裁判所

(組織の紹介)

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

(支援概要)

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から検察官を通じるなどして事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 検察官または事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。閲覧コピーが認められるまで多少の時間を要する場合があります。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

意見陳述

→P. 64 参照

証言する場合の不安等緩和措置

(支援概要)

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者

や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

(申出先)

- ・ 検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

→P. 65 参照

刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 64 参照

損害賠償命令制度

(支援概要)

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円「(注)」と、別途郵便切手が必要です。

(注) 申立ての内容により異なる場合があります。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・ 被害者
- ・ 被害者の一般承継人（相続人など）

ただし、平成 20 年 12 月 1 日以降に起訴された事件

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

刑事和解

(支援概要)

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※ 申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/about/pamphlet/pdf/hanzai_higai.pdf

(10)水戸家庭裁判所

(組織の紹介)

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

事件記録の閲覧・コピー

(支援概要)

原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※ 閲覧・コピーの申請手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

(支援概要)

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

審判結果の通知

(支援概要)

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直

系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
（申出先）事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

（支援概要）

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

（対象要件等）

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

（支援概要）

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

（対象要件等）

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

- 1 被害者が亡くなった場合
 - ・ 亡くなった方のご遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
- 2 被害者が生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
 - ・ 被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所

ホームページ

裁判所による犯罪被害者保護施策：

<http://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

少年犯罪によって被害を受けた方へ：

http://www.courts.go.jp/vcms_1f/h29syounenn_higaisya.pdf

(11)水戸地方検察庁**(組織の紹介)**

検察庁には、検察官と検察事務官等がいて、法と正義を守るために働いています。

検察官は、事件を捜査して被疑者（加害者）を起訴するか不起訴にするかを決定します。そして、起訴（公判請求）した場合、検察官は裁判に立ち会い被告人（加害者）が犯罪を行ったことを証明し、裁判所に適正な裁判を求めます。

また、懲役刑や罰金刑などの裁判が正当に執行されるように指揮監督します。

検察官は、これらの過程において、被害者等に対し、各種の情報を提供するなどして、その保護に当たっています。

被害者支援員による支援**(支援概要)**

水戸地方検察庁には、被害者支援員が配置されていて、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じた関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

また、他機関からの依頼を受けて、研修等の講師として派遣される場合があります。
 (専門窓口) 被害者専用電話・FAX・被害者ホットライン 029-221-2199

被害者等通知制度**(支援概要)**

被害者、その親族（内縁、婚約者を含む）又は弁護士である代理人及び目撃者等参考人に対し、事件の処分結果、裁判結果、加害者の刑務所における処遇状況、出所時期等に関する情報を提供します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知**(支援概要)**

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧**(支援概要)**

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、閲覧することができます。裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として3年間です。

なお、閲覧手数料として収入印紙150円が必要です。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

不起訴記録の閲覧

(支援概要)

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件(下記「刑事裁判への参加(被害者参加制度)」参照)の被害者等は、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等客観的証拠については閲覧することができます。

また、被害者参加対象事件以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

意見陳述

(支援概要)

被害者や遺族が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べたいという希望を持っている場合には、刑事裁判の法廷で意見を述べることができます。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹
- ・被害者の法定代理人(親権者など)
- ・被害者の法定代理人又は委託弁護士

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加(被害者参加制度)

(支援概要)

一定の事件の被害者や遺族の方々が、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、法廷に出席し、一定の要件の下で被告人等に質問したり、事件又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士(国選被害者参加弁護士)の選定を求めることができます。

(対象要件等)

対象事件 殺人、傷害、逮捕・監禁、過失運転致死傷等一定の事件

対象者 ・被害者

- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

- ・被害者の法定代理人又は委託弁護士

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）

被害者に関する情報の保護

(支援概要)

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合には、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹
- ・ 被害者の法定代理人または委託弁護士

(申出先) 事件を取り扱った検察庁

被害回復給付金支給制度

(支援概要)

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

(対象要件等)

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

(申出先) 支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害者等）

(支援概要)

被害を受けた件の損害賠償請求をするために必要があるときには、起訴された刑事事件の公判記録の閲覧、コピーをすることができます。

(対象要件等)

- ・ 起訴された事件の同種余罪の被害者
- ・ 同種余罪の被害者の法定代理人または委託弁護士
- ・ 同種余罪の被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、そ

の配偶者、直系親族、兄弟姉妹
(申出先) 起訴された事件を審理している裁判所に対応する検察庁

(窓口) 水戸地方検察庁

〒310-8540 水戸市北見町 1-11

TEL 029-221-2196

被害者ホットライン 029-221-2199

ホームページ: <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/mito/index.html>

(12)茨城県弁護士会

(組織の紹介)

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域(管轄)毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

茨城県弁護士会法律相談センター

茨城県内の弁護士が30分5、400円で相談を受けます。犯罪被害者の相談にも応じます。県内7か所。予約受付の方法や曜日などは各相談センター毎に異なります。

(窓口) 水戸相談センター 029-227-1133

受付:月～金 13:00～16:00 予約先着順

相談日時:火・水・金 13:00～16:00

土浦相談センター 029-875-3349

受付:月～金 9:00～17:00 予約先着順

相談日時:木のみ 10:00～12:00 13:00～16:00 18:00～20:00

下妻相談センター 0296-44-2661

受付:月～金 9:00～17:00 予約先着順

相談日時:月のみ 13:30～16:30

鹿嶋相談センター 029-227-1133

受付:月～金 13:00～16:00 予約先着順

相談日時:木のみ 13:30～16:30

日立相談センター 029-227-1133

受付:月～金 13:00～16:00 予約先着順

相談日時:木のみ 13:00～16:00

龍ヶ崎相談センター 029-875-3349

受付:月～金 9:00～17:00 予約先着順

相談日時:火のみ 13:00～16:00

守谷相談センター 029-875-3349

受付:月～金 9:00～17:00 予約先着順

相談日時:水のみ 13:00～16:00

犯罪被害者精通弁護士紹介制度

(支援概要)

犯罪被害者支援に関する研修を受けた茨城県弁護士会所属の弁護士により「犯罪被害者支援精通弁護士紹介名簿」を作成しています。

法テラス茨城に、犯罪被害者から弁護士相談の希望があった場合、法テラス茨城より上記名簿掲載の弁護士を紹介し、各弁護士が支援にあたっています。

茨城県弁護士会

〒310-0062 水戸市大町 2-2-75

TEL 029-221-3501

(13) 司法書士会

(組織の紹介)

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

茨城司法書士総合相談センター

(支援概要)

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が140万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

研修を受けた司法書士会員が相談に応じます。

※ 相談のみは無料、それ以外は、所定の費用を負担していただきます（分割支払い要相談）。

(専門窓口) 029-224-5155

(14) 矯正管区

(組織の紹介)

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院が適切に管理運営されるよう指導監督を行っています。

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者に係る一部通知を行っています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会・信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

法務省東京矯正管区

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館13階 TEL 048-600-1500

(15) 刑事施設

(組織の紹介)

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

加害者との外部交通に関する相談

(支援概要)

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

水戸刑務所

〒312-0033 ひたちなか市市毛 847 TEL 029-272-2424

(16)少年鑑別所

(組織の紹介)

主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

(対象要件等)

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

水戸少年鑑別所

〒310-0045 水戸市新原 1-15-15 TEL 029-251-3038

(17)少年院

(組織の紹介)

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

- ・ 県内の少年院
茨城農芸学院、水府学院

被害者等通知制度

(支援概要)

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育

目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 申出先は、少年院ではなく、少年鑑別所になります。

(申出先) 水戸少年鑑別所

〒310-0045 水戸市新原 1-15-15 TEL 029-251-3038

(18) 地方更生保護委員会

(組織の紹介)

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国 8 か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

(支援概要)

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理に対して、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。所定の手続きをとると交通費が支給されます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が仮釈放等審理期間中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人（親権者など）
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

(申出先) 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 刑務所などに収容されている者の仮釈放審理を行う場合

- ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
- 2 少年院に収容されている者の仮退院審理を行う場合
- ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹
- (申出先) 1については、事件を取り扱った検察庁
2については、少年鑑別所

(相談先)

関東地方更生保護委員会

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館21階 TEL 048-601-2132

(被害者窓口直通)

(19) 保護観察所

(組織の紹介)

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

心情等伝達制度

(支援概要)

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

(対象要件等)

- ・ 加害者が保護観察中であること
- ・ 被害者
- ・ 被害者の法定代理人(親権者など)
- ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族(被害を受けた方の親や子など)又は兄弟姉妹

(申出先) 加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

(支援概要)

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

(対象要件等)

- 1 加害者が刑事処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の親族又はそれに準ずる者
(親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。)
 - ・ 被害者の法定代理人
- 2 加害者が保護処分になった場合
 - ・ 被害者
 - ・ 被害者の法定代理人 (親権者など)
 - ・ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など) 又は兄弟姉妹

(申出先) 1 については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

(支援概要)

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

水戸保護観察所

〒310-0061 水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎 3階

TEL 029-227-7072 (被害者相談専用)

(20)茨城県人権啓発推進センター

(組織の紹介)

県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・人権教育及び人権擁護を総合的に推進する拠点として、平成17年4月に県庁内に開設されました。

相談業務

(支援概要)

人権相談員が、人権に関する悩みや困りごと、トラブルなどについて、相談に応じています。電話、面接、手紙及びEメールで相談に応じています。

茨城県人権啓発推進センター

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県庁 15 階

TEL 029-301-3136 FAX 029-301-3138

E-mail koso5@pref.ibaraki.lg.jp

(21)水戸地方法務局

(組織の紹介)

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所 (みんなの人権 110 番)

(支援概要)

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、様々な人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-003-110 受付時間/平日 8:30~17:15

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局又はその支局につながります。

特設人権相談所

(支援概要)

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

(問い合わせ) 全国の法務局・地方法務局

子どもの人権110番

(支援概要)

全国共通のフリーダイヤルでいじめ、体罰、虐待などの子どもの人権に関する相談に応じています。

(専門窓口) 0120-007-110 受付時間/平日 8:30～17:15

(IP 電話の方は、029-231-5500 (有料))

女性の人権ホットライン

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで夫やパートナーからの暴力や、職場でのセクシュアル・ハラスメント、つきまとい(ストーカー)など、女性からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-070-810 受付時間/平日 8:30～17:15

(PHS、IP 電話の方は、029-231-5639)

外国人のための人権相談所

(支援概要)

全国共通のナビダイヤルで、日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じています。

(専門窓口) 0570-090911 受付時間/平日 9:00～17:00

(対応言語) 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語)

インターネット人権相談受付窓口

(支援概要)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24時間365日相談を受け付けています。

(専門窓口) <http://www.jinken.go.jp/>

(22)外国人在留総合インフォメーションセンター

(組織の紹介)

各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

- ・詳細については、以下を参照。
- ・外国人在留総合インフォメーションセンターについて
<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

(23)精神保健福祉センター

(組織の紹介)

精神障害者の福祉の増進、精神保健福祉に関する正しい知識の普及などのために県が設置する機関で、こころの健康に関する悩みや問題などについての相談を実施しています。

相談業務

こころの悩みや性格・対人関係、不登校をはじめとした思春期相談、アルコール・覚せい剤などの薬物・ギャンブル等依存症についての相談を実施しています。

電話 029-243-2870

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休日・祝日は除く)

事前予約制

いばらきこころのホットライン

電話だけで相談したい人のために、こころの健康に関する悩み、問題等について気軽に相談できる電話カウンセリングを行っています。

専用電話回線 029-244-0556 (月曜日～金曜日)

0120-236-556 (土曜日・日曜日)

受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00 (祝祭日及び年末年始は除く)

混み合っかかりにくい場合もあります。

茨城県精神保健福祉センター

〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 TEL 029-243-2870

(24)福祉事務所

(組織の紹介)

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています(都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に関する事務となります。)

(窓口)市の福祉事務所 32市

福祉相談センター 029-226-1513(地域福祉課)、029-226-1512(生活保護課)
:茨城町、大洗町、城里町、東海村にお住まいの方

県北県民センター 0294-80-3321(地域福祉担当)、0294-80-3320(保護担当)
:大子町にお住まいの方

県南県民センター 029-822-7217(地域福祉担当)、029-822-7241(保護担当)

：美浦村、阿見町、河内町、利根町にお住まいの方
 県西県民センター 0296-24-9155(地域福祉担当)、0280-87-0224(保護担当)
 ：八千代町、五霞町、境町にお住まいの方

相談・援護

(支援概要)

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

生活保護制度

(支援概要)、(対象要件等)

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等の全てを生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護(支給)を行います。

生活困窮者自立支援制度

(支援概要)

生活保護に至る前の段階の生活に困窮している方からの相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

(25) 保健所

(組織の紹介)

県民の保健や衛生を支えるために県が設置する機関で、医師、保健師、栄養士等の医療保健専門職が働いており、心身の状況を総合的に対応しています。

精神保健相談

医師による精神保健相談を実施しています。(予約制)

面接相談及び電話相談

精神保健担当の保健師等が相談に応じます。

担当者が不在のときもありますので、ご了承ください。

特に大規模な災害や事件等における PTSD 等精神的な課題に関しては、医療機関や市町村と協力しながら継続的な支援を行っています。

(相談窓口)

水戸保健所	029-241-0571
ひたちなか保健所	029-265-5647
常陸大宮保健所	0295-55-8424
日立保健所	0294-22-4196
鉾田保健所	0291-33-2158
潮来保健所	0299-66-2174

竜ヶ崎保健所	0297-62-2367
土浦保健所	029-821-5516
つくば保健所	029-851-9291
筑西保健所	0296-24-3965
常総保健所	0297-22-1351
古河保健所	0280-32-3021

特定感染症の相談及び検査

(支援概要)

HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎、C型肝炎の相談及び検査が無料・匿名で受けられます。受付日時については、各保健所へお問い合わせください。

(連絡先)

各保健所

(26)市町村保健センター

(組織の紹介)

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。茨城県の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

(支援概要)

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

(電話番号) 各市町村の保健センター

(27)社会福祉協議会

(組織の紹介)

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業等を実施しています。

福祉サービスの提供等

(支援概要)

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(専門窓口) 市町村社会福祉協議会

福祉サービスに関する相談業務

(支援概要)

福祉サービスに関する利用者等からの相談・苦情の受付を行っています。苦情に関しては福祉サービスについて中立的立場から助言・あっせんを行っています。

(専門窓口) 茨城県社会福祉協議会・茨城県運営適正化委員会

日常生活自立支援事業

(支援概要)

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※ 支援にかかる費用の一部負担があります。

(対象要件等)

- ・ 加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方

(専門窓口) 茨城県社会福祉協議会

生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、低所得世帯、障害者世帯、又は高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

(専門窓口) 市町村社会福祉協議会 (茨城県社会福祉協議会)

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

〒310-8586 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内

TEL 029-241-1133 (代) FAX 029-241-1434

(28) 地域包括支援センター

(組織の紹介)

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

総合相談支援業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

(窓口) 市町村の高齢福祉担当課

権利擁護業務

(支援概要)

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

(窓口) 市町村の高齢福祉担当課

(29) 医療機関(病院・診療所等)

(組織の紹介)

茨城県内に、医療機関は約 3,360 施設あります。茨城県においては、WEB サイト「いばらき医療機関情報ネット」により、医療機関の所在地や、診療時間、診療科目等を公表しています。

HP アドレス <https://www.ibaraki-medinfo.jp/>

医療に関する相談

(支援概要)

医療に関するご意見、ご相談の受付、診療等の医療情報を提供しています。

(専門窓口)

医療安全相談センター 029-301-6201

性犯罪被害者への対応

(支援概要)、(対象要件等)

緊急避妊(性被害を受けてから経過時間が 72 時間以内の人に有効)、犯人の体液等証拠採取(性被害後、入浴等行う前がよい)を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成

などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

(30)茨城県臨床心理士会

(組織の紹介)

臨床心理士とは、カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家のうち、臨床心理学を学問的基盤に持つ者のことを言います。臨床心理士は、(1)臨床心理検査、(2)臨床心理面接・心理療法、(3)臨床心理的地域援助、および(4)それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事しています。

茨城県臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、会員の相互交流と資質向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動のひとつとして被害者支援も行っています。

臨床心理面接・心理療法（カウンセリング）へのコーディネート支援

(支援概要)

茨城県臨床心理士会は、民間の被害者支援団体や市町村の相談窓口と連携して、短期あるいは長期にわたる心理面での支援が可能な機関をご紹介します。なお、それぞれの支援機関では、費用がかかる場合があります。

はじめに、支援を希望されるご本人か、あるいは市町村の窓口担当者が下記のホームページにある「お問い合わせ」からメールでご連絡をしていただきます。その後、詳しいご相談内容やどのような支援をご希望されるかなどの確認のため、被害者支援担当者から折り返し連絡を致します。そして、具体的な支援機関ならびに担当者に支援要請を行い、決まり次第、再度お伝えします。

(支援までの大まかな手順)

- 1 茨城県臨床心理士会のホームページ「お問い合わせ」からメールでのご相談
- 2 被害者支援担当によるご相談内容の確認、紹介先への支援要請
- 3 心理面接や心理療法（カウンセリング）などの支援

(窓口) 茨城県臨床心理士会

ホームページ：<http://isccp.jp>

メールアドレス：<jimukyoku@isccp.jp>

(31)茨城県社会福祉士会

(組織の紹介)

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」に位置付けられている国家資格です。以下のような場所で福祉に関する相談に応じ、様々な支援を行っています。

福祉事務所・児童相談所・保護観察所・医療機関・社会福祉施設（高齢者福祉施設・障害者支援施設・乳児院・児童養護施設等）、地域生活定着支援センター等

社会福祉士会は社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法等の関係機関と力を合わせ、誰もが地域で安心して生活していけるよう支援しています。

成年後見人等の紹介・受任

（支援概要）

成年後見制度に関する相談を行うとともに、専門職後見人等として活動できる社会福祉士の養成を行っています。また、成年後見人等を受任している社会福祉士に対するサポートを行い、社会福祉士の専門性を活かした後見活動を目指しています。

（相談窓口）茨城県社会福祉士会

029-244-9030

(32)茨城カウンセリングセンター

（組織の紹介）

茨城カウンセリングセンターは、茨城県と地域の産業界とが共同で設立した公益財団法人です。カウンセリング（心の相談）活動がメインの業務です。また、多くの企業や地域住民に開かれた共同利用機関として、カウンセリングマインドの普及活動も行っています。

（予約制・有料となります。）

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター

〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35 産業会館 14 階

TEL 029-225-8580（代） FAX 029-225-1872

(33)茨城労働局総合労働相談コーナー

(組織の紹介)

労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

(支援概要)

労働条件、募集・採用等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

(窓口) 茨城労働局総合労働相談コーナー	029-277-8295
水戸総合労働相談コーナー	029-226-2237
日立総合労働相談コーナー	0294-22-5187
土浦総合労働相談コーナー	029-821-5127
筑西総合労働相談コーナー	0296-22-4564
古河総合労働相談コーナー	0280-32-3232
常総総合労働相談コーナー	0297-22-0264
龍ヶ崎総合労働相談コーナー	0297-62-3331
鹿嶋総合労働相談コーナー	0299-83-8461

(34)いばらき就職・生活総合支援センター

(組織の紹介)

就職や生活の安定に関する支援・相談を行い、総合的にサポートします。

生活支援

生活支援相談員(社会福祉士)が生活福祉資金貸付制度や生活保護制度などの紹介・相談を行います。

(窓口) 029-232-1245

就職支援

就職紹介やカウンセリングなど、就職を目指す皆さんの就職活動を支援します。

(窓口) 029-300-1916・029-300-1715

労働相談

労働条件、採用、解雇、配置転換、賃金不払い、職場でのいじめなどに関する労働相談を行います。

(窓口) 029-233-1560

就職支援は、各地区就職支援センターでも行っています。

(窓口) 県北地区就職支援センター (県常陸太田合同庁舎内)

0294-80-3366

日立地区就職支援センター (日立商工会議所会館内)

0294-27-7172

鹿行地区就職支援センター (県鉾田合同庁舎内)

0291-34-2061

県南地区就職支援センター (県土浦合同庁舎内)

029-825-3410

県西地区就職支援センター (県筑西合同庁舎内)

0296-23-3811

(35)茨城県配偶者暴力相談支援センター

(組織の紹介)

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす施設です。

県では平成14年度より女性相談センター内に設置しており、市町村では平成21年度より古河市が、平成29年度より水戸市が設置しています。

相談業務

(支援概要)

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。

茨城県配偶者暴力相談支援センター

電話相談 平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00

来所相談 9:00～17:00

※ 12月29日～1月3日は休みです。

緊急時における安全の確保及び一時保護

(支援概要)

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保のため、一時保護を行います。一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行うものです。

自立支援

(支援概要)

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

茨城県配偶者暴力相談支援センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38

TEL 029-221-4166

(36)女性相談センター**(組織の紹介)**

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として設置しています。配偶者からの暴力被害者を支援する「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たすとともに、人身取引被害者の保護も行っています。

相談業務**(支援概要)**

国籍、年齢を問わず、各般の問題を抱えた女性からの相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、自立に向けた適切な支援を行います。

配偶者からの暴力被害者に対しては、相談に応じるほか、心身の回復のため医学的、心理学的な支援、自立支援、保護命令の制度利用の支援、保護施設の利用の支援を行います。

(対象要件等)

- ・ 配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいる方
- ・ 離婚・男女問題・デートDVなどで悩んでいる方
- ・ 家庭内の不和やいざこざで悩んでいる方
- ・ 夫等の問題で困っている方
- ・ その他

(相談窓口) 029-221-4166

(相談時間等については、配偶者暴力相談支援センターを参照)

一時保護**(支援概要)**

一時保護は、本人の同意の上、施設入所する前や短期間の入所支援をする場合等に行います。

配偶者からの暴力被害者については、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が有効である場合等に行われます。

一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、警備体制を整え、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。

※ 一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。(衣食その他日常生活に必要なものを給付します。)ただし、たばこ、甘味飲料水等の嗜好品は、自己負担となります。

(対象要件等)

- ・ 配偶者(事実婚を含む)からの暴力を受けた方

- ・人身取引の被害を受けた方
- ・売春に関わった、又は関わりそうな方
- ・正常な生活を営む上で困難な問題を有し、解決にあたる機関が他にないため、保護、援助を必要とする状態にあると認められる方で、一時保護の必要がある方

(37)市町村の児童相談担当課

(組織の紹介)

18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる問題について、相談に応じています。より専門的な判断・対応が求められる相談については、児童相談所が対応します。

相談業務

(支援概要)

子どもの虐待や子育ての悩みなど、保護者や子ども、近隣住民などからの相談に応じています。

(専門窓口) 相談者の住居地の市町村

(38)児童相談所

(組織の紹介)

18歳未満の子どもの福祉に関するあらゆる問題について相談に応じています。一義的には市町村が相談を受けていますが、より専門的な判断・対応が求められるものについて対応しています。

相談業務

(支援概要)

諸般の事情で子どもを育てられない方、子どもの虐待、非行問題など、保護者や子ども、関係機関などからの相談に応じています。

子どもの生命に危険のある場合など、親子分離が必要な場合には、子どもを一時保護したり、施設や里親に預けるなどしています。

(専門窓口)

児童相談所全国共通3桁ダイヤル 189

：お住まいの地域の児童相談所につながります

※一部のIP電話からはつながりません

茨城県福祉相談センター（中央児童相談所） 029-221-4150

：水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、東茨城郡、

那珂郡、久慈郡にお住まいの方

茨城県福祉相談センター 日立児童分室 0294-22-0294

：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市にお住まいの方
茨城県福祉相談センター 鹿行児童分室 0291-33-4119
：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市にお住まいの方
土浦児童相談所 029-821-4595
：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、
かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡にお住まいの方
筑西児童相談所 0296-24-1614
：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、板東市、桜川市、結城郡、猿島郡
にお住まいの方

(39)いばらき虐待ホットライン

(支援概要)

子どもの虐待について、保護者や子どもなどからの相談に24時間対応しています。

(相談窓口) 0293-22-0293

(40)いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい

(組織の紹介)

心理系の専門家が、児童虐待に関する電話相談を受け付けています。必要に応じて、専門機関等の紹介もしています。

(相談窓口)

「オレンジライン」 029-309-7670 (月・水・金 10:00~15:00)

(41)児童家庭支援センター

(組織の紹介)

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

(相談窓口) 同仁会児童家庭支援センター 0293-22-2471

子ども家庭支援センター「どうしん」 029-824-3715

(42) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(組織の紹介・支援概要)

○ 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児を入所させて養育することを目的とする施設です。

○ 児童養護施設

保護者のない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護することを目的とする施設です。

○ 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。

○ 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった子どもを、短期間、入所または通所させ、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うことを目的とする施設です。

(相談窓口) 児童相談所

(43) 母子生活支援施設

(組織の紹介)

経済的問題やDVといった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に對して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

(44) ファミリー・サポート・センター

(組織の紹介)

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かりや送迎等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

各種サポート

(支援概要)

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料が必要です。

(対象要件等)

登録をした会員

(45) 社団法人いはらき思春期保健協会

(組織の紹介)

思春期の問題に取り組んでいる方々、及びこれを支援しようとする仲間が集い、思春期にある若者の心身の健全な発展を促すとともに、悩みを解決して家族や周囲の人々にも、より健康で快適な生活を送ってもらうため、相談活動などを行っています。

相談業務

* 来所面接相談

専任のカウンセラーが思春期問題の相談にあたっています。

相談日：月、火、水、木曜日（午前9時～午後4時）

土曜日（午後1時～午後4時）

◆ 1回 3,000円（予約制）

* 電話相談（ヤングコール）

10代の皆さんの悩みに、同年代の相談員が仲間感覚でお答えします。

相談日：土曜日（午後1時～午後5時）

相談電話 029-305-7563

社団法人いはらき思春期保健協会

〒310-0852 水戸市笠原町993-17 水戸市医師会館1階

TEL 029-305-7563 FAX 029-305-7564

(46)男女共同参画センター

(組織の紹介)

県では、男女共同参画を推進するための拠点施設として「女性プラザ男女共同参画支援室」を運営しており、男女共同参画に関する各種相談や情報提供、セミナー等の開催、及び女性団体等の交流の場の提供を行っています。

相談業務

(支援概要)

家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み相談や、女性弁護士による法律相談を行っています。

(1) 一般相談

相談内容 : 家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み相談

相談日時 : 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00

相談方法 : 電話、面接(要予約)

会場(面接相談の場合): 女性プラザ男女共同参画支援室

(2) 特別相談

相談内容 : 離婚や借金、交通事故、相続等に関する法律相談(女性弁護士が対応)

相談日時 : 第2金曜日 13:00～16:00

相談方法 : 面接(予約制)

女性プラザ男女共同参画支援室

〒310-0011 水戸市三の丸1-7-41

TEL 029-233-3982 FAX 029-233-1330

E-mail: joseil@pref.ibaraki.lg.jp

(47)教育委員会

(組織の紹介)

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（精神保健福祉士、社会福祉士等）を派遣する事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

夜間・休日を含め 24 時間のメール・電話相談を行っています。
(相談電話) 029-221-8181 (子どもホットライン)

(48)学校

(組織の紹介)

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによる心のケアや、福祉に関して専門的な知識経験を有するスクールソーシャルワーカーによる支援を行います。

スクールカウンセラー

(支援概要)

スクールカウンセラーが配置された学校においては、スクールカウンセラーが児童生徒や保護者のカウンセリングを行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にスクールカウンセラーが派遣され、災害や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

スクールソーシャルワーカー

(支援概要)

いじめ、不登校、虐待など生徒指導上の諸課題に対応するため社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。

(49)茨城県交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方やその家族の福祉の向上を図るために、これらの人々が抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が相談に応じ、問題を解決するための指導・助言を行っています。

相談業務

(概要)

損害賠償額の算出方法、示談交渉の進め方、生活福祉問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。弁護士相談は事前予約が必要です。

(相談窓口)

中央交通事故相談所 029-233-5621

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

鹿行地方交通事故相談所 0291-33-6222

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

(火曜日は閉庁)

県南地方交通事故相談所 029-823-1123

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

県西地方交通事故相談所 0296-24-9112

相談時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:45

(木曜日は閉庁)

(50)一般財団法人 茨城県交通安全協会(茨城県交通安全活動推進センター)

(組織の紹介)

国家公安委員会規則に基づいて、茨城県公安委員会の指定された法人であり、相談員が交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の被害者救済、保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(専門窓口) 029-247-3566

相談日：毎月10日、20日

ただし、相談日が土曜日、日曜日にあたる場合は、月曜日
祝祭日にあたる場合には、翌日に実施

(51) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター茨城県支部

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

(窓口)

(財) 日弁連交通事故相談センター 茨城県支部水戸相談所

相談場所：茨城県弁護士会館 面談相談・示談あっせん（事前予約制）

予約受付時間：9：00～17：00（月～金）

TEL 029-227-7747（予約専用）

相談日 月・木 13：00～15：30

(財) 日弁連交通事故相談センター 茨城県支部土浦相談所

相談場所：茨城県弁護士会土浦支部 面談相談（事前予約制）

予約受付時間：9：00～17：00（月～金）

TEL 029-875-3349

相談日 火 13：30～16：00

(財) 日弁連交通事故相談センター 茨城県支部下妻相談所

相談場所：茨城県弁護士会下妻支部より案内 面談相談（事前予約制）

予約受付時間：9：00～17：00（月～金）

TEL 0296-44-2661

相談日 水 13：30～16：00

(お問い合わせ) (財) 日弁連交通事故相談センター茨城県支部 TEL029-221-3501

(財) 日弁連交通事故相談センターのホームページ：<http://www.n-tacc.or.jp>

(52) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国 11 か所の拠点で活動しています。自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社等との示談をめぐる損害賠償の紛争解決のため、中立公正な立場で和解あっせん及び審査を無料で行っています。

(窓口) 東京本部 TEL 03-3346-1756

さいたま相談室 TEL 048-650-5271

電話で相談日を予約したうえでお出かけください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日と 12/29～1/3 を除く）9:00～17:00

(公財) 交通事故紛争処理センターのホームページ：<http://www.jcstad.or.jp/>

(53)一般社団法人 日本損害保険協会

(組織の紹介)

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的として設立され、「そんぽADRセンター」を全国10箇所に設置し、相談・苦情に対応しています。

そんぽADRセンター

(支援概要)

当協会のお客様対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関（金融ADR機関）として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っています

(相談窓口) ナビダイヤル 0570-022808

※IP電話以外からは下記の直通電話へおかけ下さい。

03-4332-5241 (そんぽADRセンター東京)

受付 月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）9:15～17:00

ホームページ <http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

(その他) そんぽ出張相談

そんぽADRセンターの相談員が最寄りの地域に出張し、交通事故を含む損害保険全般に関するご相談に対応します。

そんぽ出張相談は完全予約制です。必ず、お電話でご予約のうえ会場にお越しください。

※茨城県では月1回水戸市で開催しています。日時・場所についてはお電話でご確認下さい。

(54)一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

(組織の紹介)

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

(窓口) 電話：0120-159-700 ホームページ <http://www.jibai-adr.or.jp/index.html>

(55)独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)茨城支所

(組織の紹介)

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持ったため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級又は第2級の認定を受けている方
- ②自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

生活資金貸付

(支援概要)、(対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付
自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の子に対する貸付
- ・不履行判決等貸付
自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付
- ・保険金等立替貸付
自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付
- ・保障金立替貸付
ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

相談業務

(支援概要)、(対象要件等)、(専門窓口)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。

茨城支所 029-226-0591

- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

茨城支所 029-226-0591 木曜日 9:00~12:00 13:00~16:30

- ・交通事故に関する各種相談窓口、NASVAのサービスについて案内します。

NASVA交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く9:00~17:00)

※ 通話料は負担していただきます。

独立行政法人 自動車事故対策機構 茨城支所

〒310-0026 水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル4階

TEL 029-226-0591 FAX 029-226-0592

(56)公益財団法人 交通遺児等育成基金

(支援概要)

基金事業として、自動車事故により保護者を亡くした満16歳未満の交通遺児が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、本人が満19歳に達するまで育成給付金が給付されます。

また支援事業として、交通遺児等家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金の支給を行っています。

(問い合わせ先) 0120-16-3611 または 03-5212-4511

ホームページ：<http://www.kotsuiji.or.jp/>

(57)公益財団法人 交通遺児育英会

(支援概要)

交通事故が原因で亡くなった方や重度の後遺障害が残った方の子を対象に、高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸し付けます。

(専門窓口) 0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

ホームページ <http://www.kotsuiji.com/>

(58)公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター

(組織の紹介)

都道府県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

見舞金の支給

(支援概要)

暴力団員の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団事務所撤去訴訟や損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。

(対象要件等)

暴力団員を相手とする民事訴訟を提起し、又は、しようとしている方等

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

暴力団の事務所使用により住民生活の平穏等が害されることを防止する活動

(支援概要)

住民等の委託を受けて、暴力団事務所の使用差止め請求訴訟を提起する活動を行っています。

(対象要件等)

付近住民等の生活の平穏が害されることを防止するための救援活動

(専門窓口) 茨城県暴力追放推進センター 029-228-0893

公益財団法人 茨城県暴力追放推進センター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎1階

TEL 029-228-0893 FAX 029-233-2140

月～金曜日 9:00～17:00 (休・祝日を除く)

(59)茨城県消費生活センター・市町村消費生活センター等の消費生活相談窓口

(組織の紹介)

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理に当たっています。

相談業務（電話又は来所）

(支援概要)

悪質商法や消費者トラブルに巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

(専門窓口)

消費者ホットライン 188 概ね9:00～16:00

(市町村の消費生活相談窓口、県消費生活センター、又は国民生活センターをご案内します。)

※相談受付時間は、相談窓口により異なります。

(60)茨城いのちの電話

(組織の紹介)

いのちの電話は、苦悩の多いこの時代に生きるものが、互いによりよい隣人になりたいという願いから生まれた活動で、自発的に参加するボランティアによって支えられている民間団体です。

相談業務

(支援概要)

孤独の中であって、時には精神的危機に直面し、助けと励ましと求めている一人ひとりに、「電話」という手段で対話することを目的としています。

一定の研修を受けた相談員が、年中無休24時間、相談に応じます。

(電話番号) つくば 029-855-1000

水戸 029-255-1000

(61)年金事務所

連絡先記載

(62)税務署

連絡先記載

(63)労働基準監督署・ハローワーク

連絡先記載